

# 賛助会員規約

この賛助会員規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人日本韓国語教育協会（以下「当協会」という）、当協会の賛助会員（以下「会員」という）との関係に適用する。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したこととする。「会員」に定款上の正会員は含めない。

## 第1章 総則

（会員規約の適用）

第1条 本規約は、当協会の定款にある賛助会員についての詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。

（会員規約の変更・追加）

第2条 当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、社員総会の議決または代表理事の承認を経ることにより、本規約の事項を追加および変更することがある。

2 追加および変更された事項は、会員に通知する。

## 第2章 会員の種別

（会員の資格）

第3条 当協会の会員は、次に定められた2種とし、下記の通り資格を有する。

### （1）個人会員

個人会員は、当協会が定める入会金および受講授業会費等の各会費を納めることにより、当協会が提供する役務またはその他のサービスの提供を受ける資格を有する。

### （2）団体会員

団体会員は、その団体の構成員が個人会員と同じ資格を有し、団体名にて入会金および受講授業会費等の各会費を納めることにより、当協会が提供する役務またはその他のサービスの提供を受ける資格を有する。

（3）いずれの会員も、本人以外の第三者に資格の譲渡をしてはならない。

## 第3章 入会

（入会申込）

第4条 入会の申込をする者は、以下の各条項および別紙添付で定める会費を納入し、当協会が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当協会に提出することとする。

2 団体会員については、会費の拠出元および納入が団体名でなされる場合において、入会申込書に団体名を併記することにより、団体会員の資格を付与する。

(入会申込の拒絶)

第5条 当協会は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当協会の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教等の勧誘を誘導等の活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合  
(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した日から一年間とする。
- (2) 会員資格有効期間の起算日は、当協会が入会申込書を受け付けた日とする。
- (3) 会員資格は、第10条で定める方法により継続することができる。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費の金額を以下のとおりにする。

- (1) 入会金 個人会員10,000円/団体会員100,000円
- (2) 年会費 個人会員10,000円/団体会員100,000円
- (3) 代表理事の承認により、入会金および年会費を免除する。

(受講授業会費)

第8条 受講授業会費および各講義の詳細は別紙添付の受講授業会費規定の通りとする。

2 別紙添付で定める内容に変更および追加等がある場合には、会員に通知する。

(抛出金品の不返還とクーリングオフ)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

2 会員の申し出により、クーリングオフに関する法令に則った条件のもと、一定の期間内であれば会員は当協会との間で締結した契約または申込みを解除できる。

## 第4章 会員資格の継続

(会員資格の継続)

第10条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、当協会の本規約に定める各条項の遵守が確認されたことをもって継続されるものとする。

## 第5章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第11条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当協会に通知しなければならない。

2 前項に規定変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当協会はその責を負わないものとする。

## 第6章 会員資格の停止

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第13条 会員は、当協会が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって当協会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決または代表理事の承認により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当協会、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 当協会の定款及び会員規約に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当協会が会員として不相当と判断したとき

## 第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

(措置)

第15条 会員資格有効期間が過ぎ、当協会からの通知の後も、当協会が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

## 第8章 禁止行為

(禁止行為)

第16条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、第3条に定める会員の権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
- (2) 会員は、当協会の許可なく、当協会の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。
- (3) 会員は、当協会の許可なく、当協会の使用人との電磁的、電子的方法による接触または、当協会以外の場所で面会してはならない。

## 第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第17条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

2 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
- (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- (3) 会員の行為が、当協会の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
- (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

## 第10章 損害賠償

(損害賠償)

第18条 会員が、本規約に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償しなくてはならない。

(会員間の紛争)

第19条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当協会には一切の責を負わない。

## 第11章 残存条項

(残存条項)

第20条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第15条、第17条、第18条、第19条および本条の規定は有効に存続するものとする。

(附則) 1 本規約は2018年1月1日より実施する

(別紙添付) 1 受講授業会費規定 2 入会案内

一般社団法人日本韓国語教育協会  
ソウルメイト韓国語学校  
代表理事 金山浩平